

長野県景観育成計画の概要



(白馬村大出)

長野県建設部都市・まちづくり課

長野県景観育成方針

■ 背景と目的

長野県は、日本の背骨に位置し、峻(しゅん)険な山々に囲まれ、豊かな森林を持ち、数多くの清冽(れつ)な溪流、河川、湖沼等に恵まれた、日本全国で、あるいは世界中でも有数の美しい自然を有しています。

その美しい自然と、先人により育まれた歴史、文化、風土等とが織り成す美しく豊かな信州の景観は、地域に暮らす人々により、世代を越えて受け継がれ、県民の大きな誇りであり、貴重な社会的共通資本です。

私たち県民は、美しく豊かな信州の景観が、貴重な社会的共通資本であることを深く認識し、地域の自然、歴史、文化、風土等と私たちの日常の活動との調和がとれた土地利用がなされること等を通じて、景観の育成に積極的に努める必要があります。

景観は、享受する者みずからが、日々の生活の中で守り育てていくものです。信州の景観を美しく豊かにしていく行動が、地域を愛する心を育み、人と人との結び付け、心豊かな生活をもたらしてくれます。

景観の育成は、長野県に暮らす私たち県民が自ら取組むことはもとより、県民とこの地を愛し訪れてくださる方々等とが協働して推進すべき最も価値ある取組のひとつです。

この取組により、私たちの心地よい暮らしを実現し、美しく豊かな信州の景観が次代へと引き継がれることを願い、「長野県景観育成計画」を定めます。

長野県景観計画

景観法に基づく届出による良好な景観育成

1 長野県への届出が必要な地域（景観計画区域）

- ◆ 長野県全域とし、特に景観育成を重点的に進める地域（重点地域）と、特に積極的に進める地区（特定地区）を指定します。

ただし、地域における景観行政を担う主体（景観行政団体）である長野市、松本市、上田市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、佐久市、飯山市、茅野市、千曲市、安曇野市、下諏訪町、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、宮田村、松川町、高森町、小布施町、高山村、飯綱町及び山ノ内町を除きます。（R4.2現在）

景観育成重点地域（県下4地域）

信州の景観の骨格をなす地域として、市町村単位、又は、複数の市町村など広域的な地域を、県が指定

景観育成特定地区（現在指定なし）

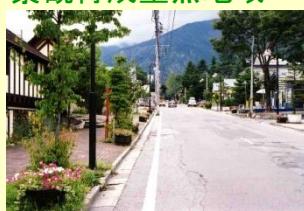
市町村内の特定の街区・路線など、比較的狭い地区について、地区的住民からの提案に基づき指定

2 届出が必要な行為及び規模

行為の種類	長野県全域（一般地域） 重点地域及び特定地区を除く	景観育成重点地域 景観育成特定地区
建築物 新築等 外観変更（修繕、模様替え、色彩変更）	高さ13m又は 建築面積1,000m ² 超 変更面積400m ² 超	高さ13m又は 床面積20m ² 超 変更面積25m ² 超
工作物 新設等	プラント類等	高さ13m又は建築面積1,000m ² 超
	電気供給・通信施設	高さ20m超
	太陽光発電施設	太陽電池モジュールの建築面積の合計1,000m ² 超
	その他	高さ13m超
開発行為、土地の形質変更、土石類の採取等	面積3,000m ² 超又は 法面等高さ3mかつ長さ30m超	面積300m ² 超又は 法面等高さ1.5m超
物件の堆積	高さ3m又は 堆積面積1,000m ² 超	高さ3m又は 堆積面積100m ² 超
特定外観意匠（公衆の関心を引く形態意匠）	表示面積25m ² 超	表示面積3m ² 超

長野県の景観計画区域の概要

国道147号・148号沿道
景観育成重点地域



高社山麓・千曲川下流域
景観育成重地域



浅間山麓
景観育成重点地域

八ヶ岳山麓
景観育成重点地域



景観行政団体で、長野県景観計画区域から除かれる区域（独自条例制定）

(R 4. 2 現在)

3 良好な景観を育成する基準（抜粋）

- 県下を4類型に分類し、それぞれの指向性を示しています。
 - ・都市　・沿道　・田園　・山地、高原

		都市地域	沿道地域	田園地域	山地・高原地域	
建築物・工作物	配 置	道路 後退	できるだけ後退	できるだけ後退 (5m以上後退に努める)	できるだけ後退	できるだけ後退 (10m以上後退に努める)
		隣地 後退	隣地と協力して、まとまった空間	できるだけ離し、ゆとりある空間		
	規模		まち並みとしての連続性に配慮	高層の場合には、空地確保	規模・高さは、極力抑える	原則として、周辺の樹木の高さ以内
	形態・意匠		周辺の建築物等の形態との調和	背景スカイライン及び建築物との調和	背景スカイライン及び田園との調和	周辺の山並みとの調和
	色彩等		周囲の建築物等と調和した色調	周囲の景観及び建築物等と調和した色調	周囲の田園や集落の景観と調和した色調	周辺の景観と調和した色調

（注）概略の表です。詳しくは、県のホームページをご覧ください。

重点地域及び特定地区の範囲についても、県のホームページでご確認ください。

長野県の取組み

地域が主体となった景観育成

- 景観育成住民協定を認定します。

地域の住民自らが、ルールを定め、守ります。

- ・建築物の規模、色彩等
- ・敷地内の植栽、沿道等の緑化
- ・屋外広告物の設置基準
- ・自動販売機の設置基準　など



■ 県下10地域に地域景観協議会を設置しています。

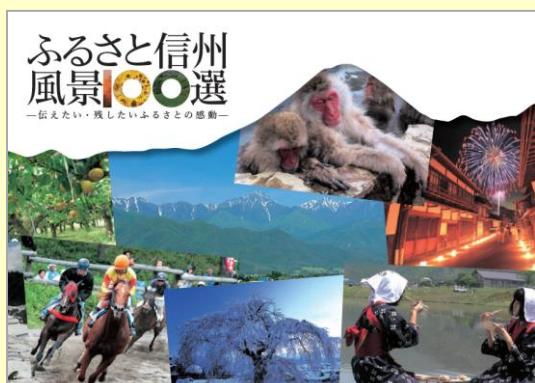
それぞれの地域における景観育成の取組を、市町村、事業者、住民など様々な立場から、実施する組織です。

- ・地域景観賞
- ・景観情報誌の発行
- ・景観講演会の開催など

農村景観の魅力発信

■ 長野県農村景観育成方針に基づき、美しく豊かな農村景観の積極的な保全・育成に努めます。

- ・ふるさと信州風景百選の発刊
- ・「ふるさと信州風景百選」パネル展の開催
- ・信州ふるさとの見える（丘）の認定



柳又御嶽山展望台(木曽町)

公共事業による景観の育成

■ 公共事業景観育成指針を定め、積極的に推進します。

- ・デザインの向上、水辺空間、緑豊かな空間の創出
- ・まち並みや自然環境との調和
- ・眺望景観の質を高める工夫



一級河川農具川(大町市)

■ 役割

県民：景観育成の主体として積極的に取り組む。

土地所有者等：土地や建物等の利用の際には良好な景観育成に努める。

事業者：景観に影響を与える行為を行う際には、良好な景観育成に努める。
地域への情報提供に努めるとともに地域からの意見に配慮する。

設計者等：設計等を行う際には、良好な景観育成に努める。
業務を行う際には、地域住民の行う景観育成活動を尊重する。

協働

協力

【県】

- ・広域的な景観育成
- ・県域全体の景観の育成の方向性と将来像の提示
- ・市町村の取組み支援

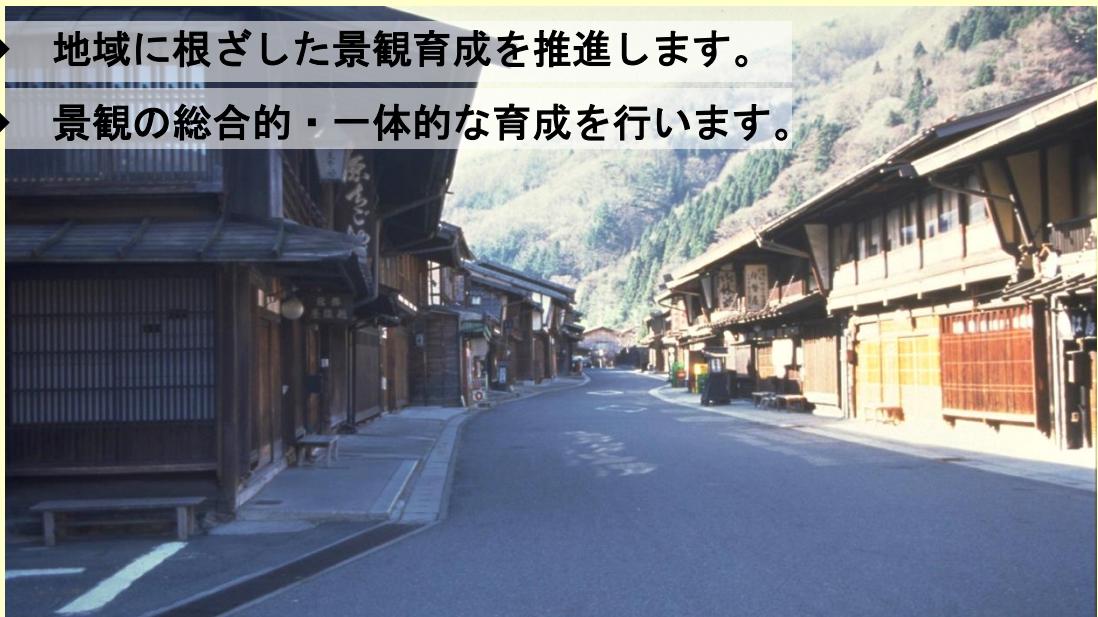
連携

【市町村】

- ・景観施策の中心的な役割

■ 基本的な視点

- ◆ 地域の自律的な取組による景観育成と価値観を共有します。
- ◆ 良好的な景観の保全・育成と新たな景観の創造を行います。
- ◆ 地域に根ざした景観育成を推進します。
- ◆ 景観の総合的・一体的な育成を行います。



奈良井宿（塩尻市）

■ 景観に関する法律の体系

景観法(国)(H17.6.30施行)

良好な景観の形成に関する規制や各種の支援制度を創設、一方で、具体的な基準は、景観行政団体が定める景観計画に委ねる。

○基本理念

○景観計画

- ◆ 良好な景観形成の計画
- ◆ 景観行政団体が定める

○行為の規制

- ◆ 届出⇒勧告・変更命令
- ◆ 建築物、工作物、開発行為
- ◆ 行為着手30日前に届出

○景観重要建造物等

- ◆ 景観重要建造物
- ◆ 景観重要樹木

○景観地区等

- ◆ 市町村の都市計画により決定

○その他

- ◆ 景観協定

景観行政団体(県・市町村)

条例

- 景観計画の策定手続き
 - 届出が必要な行為及び規模
 - 景観重要建造物等の指定手続きと管理基準など
 - その他 景観審議会など
- ※長野県景観条例
(H4.4.1施行、H18.4.1改正施行)

景観計画

- 景観計画の区域
- 良好的な景観の育成に関する方針
- 景観育成のための行為の制限
(景観育成基準)
- 景観重要建造物等の指定の方針
- その他



長野県建設部都市・まちづくり課

TEL 026-235-7348 FAX 026-252-7315

E-mail : toshi-machi@pref.nagano.lg.jp

住所 : 〒380-8570 長野県庁 (住所表示不要)



しあわせ信州